

農地の貸借制度が大きく変わります！

法 改正に伴い、令和7年3月に予定している農地利用の将来ビジョンを定める地域計画の策定以降は、現在、農業委員会が受け付けている利用権設定等促進事業（相対による貸借）を廃止し、農地中間管理事業による農地の貸借に統合します。なお、農地法第3条許可による貸借は引き続き利用可能です。

* 現在の利用権設定による貸借は、期間満了まで有効です。

* 利用権設定の最終受付日は令和7年2月25日(火)です。

○貸借に関する手続きの違いについて

	農地中間管理事業	利用権設定等促進事業	農地法第3条許可
制度改正状況	統合 ←	廃止（令和7年3月）	継続
貸借の形態	農地中間管理機構（あおり農業支援センター）を介した貸借	貸主と借主の直接の貸借	
賃料の支払い	借主は機構に支払い、機構から貸主に支払い	借主が貸主に直接支払い	
契約の更新	自動更新なし		自動更新（賃貸借のみ）
農地の返還	期間満了で自動返還		返還の手続きが必要
その他	賃料のほか手数料（賃料年額の0.5%）を負担		申請時に、貸借する農地の全部事項証明書が必要

問い合わせ・申込先…農業委員会事務局 内線2884

ペダル付き原動機付自転車にはナンバープレートが必要です

ペダル付き原動機付自転車（いわゆるモペット）は、モーターを使用せずにペダルのみで走行させる場合でも、一般原動機付自転車または自動車に分類されます。

近年、無免許運転や整備不良による事故が増加しているため、あらためて下記の事項を守って安全に乗りましょう。

公道を走行するためには

- ▷一般原動機付自転車を運転できる運転免許の取得
- ▷制動装置・前照灯・後写鏡等を備えること。
- ▷車道通行
- ▷自賠責保険への加入



- ▷ヘルメットの着用義務
- ▷ナンバープレートの取得
⇒ナンバープレートは、税務課、金木・市浦総合支所の各窓口で交付しています。

問い合わせ先…税務課 内線2255

屋根・外壁工事
青森県知事許可(般-1)第17210号



有限会社 成板工業

代表取締役 成田 和保

事務所／〒037-0069 五所川原市若葉1丁目13-73
☎0173(35)3988・FAX0173(35)5866
作業場／〒037-0068 五所川原市長橋字橋元75-29
E-mail:nariban@amail.plala.or.jp

広告募集

～広報ごしゅがわらでは有料広告を募集しています～
広報は市内全域に配布され広く読まれています。
広告掲載で五所川原市を応援していただませんか？

掲載料金はこのサイズで15,000円

詳細はホームページでもご覧いただけます。
<https://www.city.goshogawara.lg.jp/jouhou/other/koho-koukoku.html>
申込先 総務課広報係 内線2117